

極秘
20 部ノ内
5 号

11

日韓請求権問題の打開方策について

38.5.27

アジア局

1. 日韓請求権問題の解決方式については、昨秋の大平・金会談およびこれに続く予備交渉において大筋の合意はみたが、主として(イ)長期低利借款の償還条件と(ロ)韓国の貿易上の債務4,573万ドルの返済方法の2点について意見の一致をみないまま、本年初頭以降話合いは全く停滞しており、そのため通常の民間信用供与(例えば神戸製鋼による約4,500万ドルの蔚山肥料工場の建設の話合)についてもこれが検討も問題外との空気であり一切足踏み状態にある。
2. 韓国側は、最近に至り、上記2点について柔軟性をもつて考え直したいとの内意を示し始めおるところ、他方、わが方よりくり返し促進方を要請していた漁業問題についても、日本側の主張に大巾に歩み寄る可能性を極く

非公式にはあるが表明するに至っており、
加えて、3月中旬以降事実上日本漁船の拿捕
を控えており、また、事実上、外務省職員の
継続ソウル出張駐在を認め、また、これと本
省との間の暗号電報の使用を初めて許可し、
更に、5月24日、韓国経済人が会合して日
韓国交正常化の促進決議を行なうなど、韓国
側朝野に会談促進の熱意と気運が著しく高ま
ってきている。

3. 以上にかんがみ、この際請求権に関する前
記の2懸案につき日本側より別紙の如き補足
的了解案を韓国側に提示し、韓国側をしてそ
の内容を確認せしめることにより、本件を解
決し、以つて現在の請求権問題、経済協力問
題の膠着状態の打開をはかることが適当と考
えられる。

本書き物の内容は、従来一応は別個の問題
として直接は結びつけられずに扱われていた
無償供与のくり上げ実施と貿易上の債務の返

済に伴う韓国側の外貨不足状況を救済するための善後措置の問題とを直接結びつけている点では表面上韓国側の希望を容れているが、無償供与のくり上げ実施には両国間の合意を条件としている点ではわが方従来の主張から法的に後退しておらず、いわば大平・金了承線の枠内におけるエラボレーションないしコロラリーにすぎないので、この程度のディールによつて本件の打開が可能ならば、これは現時点において日韓会談全体の雰囲気とペースを促進する見地より正に打つべき手なりと思料される。

極秘
内務部
第二〇五号

別紙

三八、五、二七

昨年十二月二十六日の予備交渉第二十一回会合の席上、日本側より書き物として提示した請求権の処理に関する日本側提案および同補足説明に関連し、無償経済協力のくり上げ実施と貿易上の対日債務の償還方法との関係についての日本側の考え方を一層明瞭にするため、次のとおり重ねて敷衍説明する。

昨年十二月二十六日の日本側提案第二項(二)に基づき、韓国側の要請により、日本よりの無償供与額の減額をもつて貿易上の対日債務の支払いとみなす場合、その結果として、当該年度における韓国側の対外期待資金が不足し、そのため、韓国の五カ年計画遂行に支障を来すような際には、同第一項後段の発動として、毎年度韓国側の要請により、無償経済協力のくり上げ実施につき日韓両国間で協議し、双方合意の上これを実施することができるとする。

但し、右くり上げ実施分を含む一年目より三年目までの毎年度の無償供与の提供額は最高限二、五〇〇万ドルとし、四年目以降

十年目までの提供額より均等にくり上げるものとする。(無償供与のくり上げ実施を行なつた場合には、同第二項(三)の有償経済協力 のくり上げ実行は行なわない。)

なお、長期低利借款は毎年二、〇〇〇万ドルずつ十年間にわたり生産物および役務により供与し、その償還期限は、据置期間七年を含み二十年という解釈であることにつき、この際日韓間にて一致した了解を確認したい。

極秘
20 部ノ内
7 号

日韓請求権問題の打開方策について

38.5.27
アジア局

1. 日韓請求権問題の解決方式については、昨秋の大平・金会談およびこれに続く予備交渉において大筋の合意はみたが、主として(イ)長期低利借款の償還条件と(ロ)韓国の貿易上の債務4573万ドルの返済方法の2点について意見の一致をみないまま、本年初頭以降話合いは全く停滞しており、そのため通常の民間信用供与(例えば神戸製鋼による約4150万ドルの蔚山肥料工場の建設の話合い)についてもこれが検討も問題外との空気であり一切足踏み状態にある。
2. 韓国側は、最近に至り、上記2点について柔軟性をもつて考え直したいとの内意を示し始めおるところ、他方、わが方よりくり返し促進方を要請していた漁業問題についても、日本側の主張に大巾に歩み寄る可能性を極く

非公式にはあるが表明するに至っており、
加えて、3月中旬以降事実上日本漁船の拿捕
を控えており、また、事実上、外務省職員の
継続ソウル出張駐在を認め、また、これと本
省との間の暗号電報の使用を初めて許可し、
更に、5月24日、韓国経済人が会合して日
韓国交正常化の促進決議を行なうなど、韓国
側朝野に会談促進の熱意と気運が著しく高ま
ってきている。

3. 以上にかんがみ、この際請求権に関する前
記の2懸案につき日本側より別紙の如き補足
的了解案を韓国側に提示し、韓国側をしてそ
の内容を確認せしめることにより、本件を解
決し、以つて現在の請求権問題、経済協力問
題の膠着状態の打開をはかることが適当と考
えられる。

本書き物の内容は、従来一応は別個の問題
として直接は結びつけられずに扱われていた
無償供与のくり上げ実施と貿易上の債務の返

済に伴う韓国側の外貨不足状況を救済するための善後措置の問題とを直接結びつけている点では表面上韓国側の希望を容れているが、無償供与のくり上げ実施には両国間の合意を条件としている点ではわが方従来の主張から法的に後退しておらず、いわば大平・金了承線の枠内におけるエラボレーションないしコロラリーにすぎないので、この程度のディールによつて本件の打開が可能な場合は、これは現時点において日韓会談全体の雰囲気とペースを促進する見地より正に打つべき手なりと思料される。

極秘
Z° 部ノ内
7 号

別紙

三八、五、二七

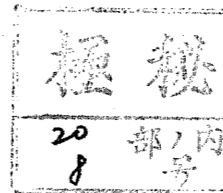
昨年十二月二十六日の予備交渉第二十一回会合の席上、日本側より書き物として提示した請求権の処理に関する日本側提案および同補足説明に関連し、無償経済協力のくり上げ実施と貿易上の対日債務の償還方法との関係についての日本側の考え方を一層明瞭にするため、次のとおり重ねて敷衍説明する。

昨年十二月二十六日の日本側提案第二項(二)に基づき、韓国側の要請により、日本よりの無償供与額の減額をもつて貿易上の対日債務の支払いとみなす場合、その結果として、当該年度における韓国側の対外期待資金が不足し、そのため、韓国の五カ年計画遂行に支障を来すような際には、同第一項後段の発動として、毎年度韓国側の要請により、無償経済協力のくり上げ実施につき日韓両国間で協議し、双方合意の上これを実施することができ。

但し、右くり上げ実施分を含む一年目より三年目までの毎年度の無償供与の提供額は最高限二、五〇〇万ドルとし、四年目以降

十年目までの提供額より均等にくり上げるものとする。(無償供与のくり上げ実施を行なつた場合には、同第二項(三)の有償経済協力 のくり上げ実施は行なわない。)

なお、長期低利借款は毎年二、〇〇〇万ドルずつ十年間にわたり生産物および役務により供与し、その償還期限は、据置期間七年を含み二十年という解釈であることにつき、この際日韓間にて一致した了解を確認したい。



日韓請求権問題の打開方策について

38.5.27

アジア局

1. 日韓請求権問題の解決方式については、昨秋の大平・金会談およびこれに続く予備交渉において大筋の合意はみたが、主として(イ)長期低利借款の償還条件と(ロ)韓国の貿易上の債務4573万ドルの返済方法の2点について意見の一致をみないまま、本年初頭以降話合いは全く停滞しており、そのため通常の民間信用供与(例えば神戸製鋼による約4/50万ドルの蔚山肥料工場の建設の話合い)についてもこれが検討も問題外との空気であり一切足踏み状態にある。
2. 韓国側は、最近に至り、上記2点について柔軟性をもつて考え直したいとの内意を示し始めおるところ、他方、わが方よりくり返し促進方を要請していた漁業問題についても、日本側の主張に大巾に歩み寄る可能性を極く

非公式にはあるが表明するに至っており、
加えて、3月中旬以降事実上日本漁船の拿捕
を控えており、また、事実上、外務省職員
の継続ソウル出張駐在を認め、また、これと
本省との間の暗号電報の使用を初めて許可し、
更に、5月24日、韓国経済人が会合して日
韓国交正常化の促進決議を行なうなど、韓国
側朝野に会談促進の熱意と気運が著しく高ま
ってきている。

3. 以上にかんがみ、この際請求権に関する前
記の2懸案につき日本側より別紙の如き補足
的了解案を韓国側に提示し、韓国側をしてそ
の内容を確認せしめることにより、本件を解
決し、以つて現在の請求権問題、経済協力問
題の膠着状態の打開をはかることが適当と考
えられる。

本書き物の内容は、従来一応は別個の問題
として直接は結びつけられずに扱われていた
無償供与のくり上げ実施と貿易上の債務の返

済に伴う韓国側の外貨不足状況を救済するための善後措置の問題とを直接結びつけている点では表面上韓国側の希望を容れているが、無償供与のくり上げ実施には両国間の合意を条件としている点ではわが方従来の主張から法的に後退しておらず、いわば大平・金了承線の枠内におけるエラボレーションないしコロラリーにすぎないので、この程度のディールによつて本件の打開が可能ならば、これは現時点において日韓会談全体の雰囲気とペースを促進する見地より正に打つべき手なりと思料される。

極秘
内部ノ部
20
号

別紙

三八、五、二七

昨年十二月二十六日の予備交渉第二十一回会合の席上、日本側より書き物として提示した請求権の処理に関する日本側提案および同補足説明に関連し、無償経済協力のくり上げ実施と貿易上の対日債務の償還方法との関係についての日本側の考え方を一層明瞭にするため、次のとおり重ねて敷衍説明する。

昨年十二月二十六日の日本側提案第二項(二)に基づき、韓国側の要請により、日本よりの無償供与額の減額をもつて貿易上の対日債務の支払いとみなす場合、その結果として、当該年度における韓国側の対外期待資金が不足し、そのため、韓国の五カ年計画遂行に支障を来すような際には、同第一項後段の発動として、毎年度韓国側の要請により、無償経済協力のくり上げ実施につき日韓両国間で協議し、双方合意の上これを実施することができ。

但し、右くり上げ実施分を含む一年目より三年目までの毎年度の無償供与の提供額は最高限二、五〇〇万ドルとし、四年目以降

十年目までの提供額より均等にくり上げるものとする。(無償供与のくり上げ実施を行なつた場合には、同第二項(三)の有償経済協力のくり上げ実行は行なわない。)

なお、長期低利借款は毎年二、〇〇〇万ドルずつ十年間にわたり生産物および役務により供与し、その償還期限は、据置期間七年を含み二十年という解釈であることにつき、この際日韓間にて一致した了解を確認したい。